

【諮問事項】

学校給食費の改定について

1. 改定の理由

物価高騰下においても、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、給食費（1食当たりの食材費）の単価を増額改定し、食材費予算を確保するもの。

＜補足＞

令和7年度においては、米飯の価格が急騰し、副食費（牛乳と主食以外の食材費）を圧迫しており、食材選定が硬直化し、栄養価への影響もわずかながら表れ始めている。

品数や栄養価などにおいて現在の学校給食の質を維持するために、給食費の単価（1食当たりの食材費）の改定が必要となったもの。

2. 改定の方針

(1)物価上昇の速さに対応する短期的な見直しの実施

現在の物価上昇の速さに対応し、単価の見直しを短期的に行う前提で、必要最小限の増額とする。

(2)副食率 50%台の維持

給食の充実に不可欠なおかずにかかる費用の割合を示す副食率が 50%台を維持できるよう設定する。

(3)小・中学校の差額の適正化

当市の給食費については、全国及び県内の平均より小学校と中学校の差が大きいため、今回の改定において差額を適正化する。

(4)給食費無償化を考慮した歳出予算の抑制

給食費の無償化により増額が市の財政負担となることを考慮する。

3. 給食費の改定案

改定時期 令和7年10月から

改定金額 給食費（1食当たりの食材費）の改定案は以下のとおり

現行（令和6年度～）		改定案(令和7年10月～)
小学校 315 円		小学校 335 円
		(<u>差額+20 円/食</u>)
中学校 375 円		中学校 380 円
		(<u>差額+5 円/食</u>)

<説明>

小学校について、米飯と牛乳の令和 7 年度の値上がり分を上乗せした金額に引き上げる。中学校については、全国や県内平均と比較すると小学校との差額が大きいため、米飯と牛乳の令和 7 年度の値上がり分から、差額適正化分 20 円を差し引いた金額に引き上げる。

(1) 改定金額の増額幅

区分		R6	R7	差額(R7－R6)	引上げ額
小学校	牛乳	66.20円	70.46円	4.26円	⇒ 20円
	米飯	83.54円	100.49円	16.95円	
	差額合計			21.21円	
中学校	牛乳	66.20円	70.46円	4.26円	⇒ 5円
	米飯	94.68円	117.34円	22.66円	
	差額合計			26.92円	
	差額適正化分			△20.00円	
	差引合計			6.92円	

(2) 副食率の回復

区分	現在		改定後
小学校	47.93%	⇒	51.04%
中学校	51.76%	⇒	52.40%

4. その他

・関連予算については、市の財政的な観点からの検討を行った上で、9 月議会補正予算案への計上を行いたい。

・教職員や給食センターの職員など児童生徒以外の給食費については、改定後の金額で徴収する。